の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額があるときは、当該適用事業年度に係る租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の四の二第一項各号に掲げる規定を含む。）」と、「各事業年度（」とあるのは「各事業年度（同条第一項各号に掲げる規定にあつては同項に規定する調整事業年度に該当する各事業年度を含む。）」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「次の各号に定める金額（震災特例法第十七条の四の二第一項各号に定める金額を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人のこれらの規定」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項第一号イ」とあるのは「前項第一号イ又は同条第一項第一号イ」と、「事由該当通算法人の同項」とあるのは「事由該当通算法人の前項又は同条第一項」とする。

一　第十七条の二第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）の百分の二十に相当する金額が控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の所得に対する第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が一号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二　第十七条の二の二第二項又は第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から二号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が二号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三　第十七条の二の三第二項又は第三項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から三号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち三号控除済額（当該内国法人の三号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が三号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

四　第十七条の三第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から四号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち四号控除済額（当該内国法人の四号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が四号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち四号控除済額に達するまでの金額

五　第十七条の三の二第一項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から五号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の二第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち五号控除済額（当該内国法人の五号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　控除上限額が五号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち五号控除済額に達するまでの金額